## 









## 1 背景及び目的等

(1)背景

令和2年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)及び国の基本指針が改正されたことを踏まえ、第3次計画を策定するもの

(2)目的

人と動物が 愛情豊かに 安心して暮らせる大分県をめざす

(3)期間

令和3年度~令和12年度の10年間 (概ね5年後に計画の見直し)

## 2 計画の概要

基本目標	項目	主な施策内容
I 動物を愛護し、動物との暮ら しを楽しみ、動物の終生飼養	第1章 計画の策定	・計画策定の背景、これまでの取組と改訂の趣旨
	第2章 現状と課題	・引取り、殺処分、譲渡頭数の状況、動物愛護管理の取組
	第3章 基本的な方針	・基本目標・数値目標、計画期間
に責任をもつ  I 動物の特性や飼い方、しつけ の方法を理解し、他人に被害 や迷惑をかけない飼養をする	第4章 適正飼養の推進へ向けた取組	・犬・猫の引取り頭数の減少、 <u>殺処分頭数の減少</u> 、収容した犬の返還の促進、 ・犬・猫の譲渡の促進 ・終生飼養・遺棄・虐待防止、不妊・去勢措置、 ・地域猫活動の取組拡充(さくら猫プロジェクト等) ・所有明示(迷子札・マイクロチップ等)、猫の室内飼養の推進 ・危害、迷惑の防止 特定動物の適正飼養の指導、咬傷事故の発生防止
	第5章 動物取扱業者の責務の徹底へ向けた取組	・法令等の周知徹底、動物取扱責任者研修会の実施 ・ <b>動物愛護管理員による指導、立入検査</b>
Ⅲ 各地域で動物愛護管理の取組 をする人材を育成し、人と動	第6章 動物愛護に関する普及啓発の取組	・動物愛護センターを拠点とした啓発と情報発信、適正飼養講習会等の開催 ・ <b>動物愛護教育の推進(命の授業)</b> 、年間を通したイベントの充実
物が共生できる社会の実現を目指す	第7章 体制整備	・動物愛護推進員及びボランティアの育成と連携強化、関係団体との連携
	第8章 動物由来感染症対策へ向けた取組	・狂犬病予防対策、その他の感染症対策
	第9章 災害時の適正飼養に向けた取組	・災害時の被災動物救護、飼い主への普及啓発、特定動物の逸走防止等

## 3 計画の指標

**主要指標:犬・猫の殺処分頭数 10年間で平成30年度比50%減** (平成30年度 1,853頭 → 令和12年度 900頭以下)

その他の指標:・特定動物飼養施設、動物取扱業者監視回数 年1回以上の立入検査

・動物愛護教育の参加人数 年5,000人以上